

鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・ 第3期鳥取市障がい児福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨

市町村は、障害者基本法第11条第3項に基づく障がいのある人のための施策に関する基本的な計画である「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保などを定めた「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保などを定めた「市町村障害児福祉計画」を定める必要があります。これら3つの現計画の計画期間が本年度で終了することから、令和6年度を計画期間の初年度とする「鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画」を策定するものです。

鳥取市障がい者計画における「いつもでも暮らしたい 鳥取市 ～共に生きる地域づくり～」の基本理念のもと、幼少期から成人期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、3つの計画を一体的なものとして策定することとしています。

2 計画の位置付け

「鳥取市障がい福祉計画」及び「鳥取市障がい児福祉計画」は、「鳥取市障がい者計画」の「生活支援」分野に関する実施計画として位置付けられるものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を内包しています。

3 計画期間

「鳥取市障がい者計画」 …令和6年度～令和14年度（9か年）
 「第7期鳥取市障がい福祉計画」及び「第3期鳥取市障がい児福祉計画」
 …令和6年度～令和8年度（3か年）

4 計画の策定体制

「鳥取市障がい者計画等策定委員会」で計画原案作成

5 計画策定スケジュール

R5.7.5	第1回鳥取市障がい者計画等策定委員会
R5.8.25	第2回鳥取市障がい者計画等策定委員会
R5.10.31	第3回鳥取市障がい者計画等策定委員会
R5.12.18～R6.1.12	市民政策コメントの実施（2件の意見あり）
R6.1.25	第4回鳥取市障がい者計画等策定委員会
R6.2.1	鳥取市社会福祉審議会（諮問）
R6.2	心身障がい福祉専門分科会（答申）
	各計画策定
	市議会へ報告

6 計画の重点施策

【第7期鳥取市障がい福祉計画】

○相談支援事業の充実強化 ○就労への支援 ○地域生活の支援体制の整備

【第3期鳥取市障がい児福祉計画】

○切れ目のない支援体制等の構築